

手続方法

- ①特例申告書を東京都主税局HPからダウンロード・印刷
※下記、提出書類（１）～（４）の書類を準備
- ②青色申告会(認定経営革新等支援機関等)に確認依頼
- ③青色申告会が書類を確認し、特例申告書裏面の「認定経営革新等支援機関等確認欄」に記名・押印を行う
- ④上記③の提出書類を、資産の所在する区の都税事務所へ郵送又は直接提出

提出書類

（１）特例申告書

東京都主税局HPからダウンロード・印刷することができます。
本申告書に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、青色申告会の確認を受けてください。

（２）特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、上記(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

(注) 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

（３）収入が減少したことを証する書類(写)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことが分かる書類の写しを添付してください。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

（４）(個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。